様式第1号（第5条関係）

移転補償契約書

昭和町町営住宅建替事業に伴う移転補償について、宇美町(以下「甲」という。) と

　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)との間に、次の条項により契約を締結する。

（補償対象住宅）

第1条　乙は、甲が除却しようとする次の町営住宅から移転しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 町営住宅等の名称 | 棟・部屋番号 |
| 昭和町町営住宅 | 棟　　　　号 |

（移転の時期）

第2条　乙は、　　　　年　　月　　日までに移転を完了する。

（移転補償金）

第3条　この契約の移転補償金の額は、金　　　　　　　　円とする。

2　乙は、移転に伴って生じた損失に関し、いかなる名目であっても前項に定める移転補償金以外、一切請求しないものとする。

（移転の完了）

第4条　乙は、第2条の期間までに、第1条に表示した住宅から自己の所有する物件を除去しなければならない。

（移転完了の届出及び確認）

第5条　乙は、移転を完了した日から起算して7日以内に甲に対し、移転完了届を提出し、甲の検査を受けなければならない。

（移転補償の支払）

第6条　甲は、前条の検査の結果、乙から正当な請求を受けた場合は、請求のあった日から起算して30日以内に第3条に定める移転補償金を支払わなければならない。

（移転補償の前払）

第7条　乙は、移転するために必要が生じた場合のみ、第3条に定める額の2分の1の移転補償金を甲に請求することができる。

2　甲は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し必要と認められるときは、請求のあった日から起算して14日以内に支払わなければならない。

 (契約の解除)

第8条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、甲は、契約の解除によって生じる乙の損害についてはその責を負わないものとする。

　(1)　不正な行為によりこの契約を締結したとき。

　(2)　この契約事項に違反したとき。

　(3)　この契約の履行に際し、甲の指示に従わないとき。

2　前項により契約を解除したときは、乙は、前条により受領した移転補償金を甲に返還しなければならない。

 (契約外の事項)

第9条　この契約書に定めのない事項については、関係法令を守るほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

　本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　　住　所

　　　氏　名

乙　　住　所

　　　氏　名